

令和5年度 医療安全に関するワークショップ実施要領

1 目的

医療安全対策に関する知識の修得、討議等を行うことにより、医療機関の管理者や安全管理者等の資質向上を図り、もって医療の安全性の向上を図る。

2 実施方法

医療安全対策に関する知識の修得のため、グループワーク形式で実施する。

3 開催日

令和5年11月15日(水) 10:30~16:30(5時間)

ただし、12:00~13:00は休憩時間とする。

4 開催方法

オンライン形式(ZOOM)

5 主催者

厚生労働省四国厚生支局

6 後援

次の団体及び県に対して後援を依頼する予定

四国4県の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、四国4県

7 プログラム

別紙のとおり

8 対象者

(1) 四国4県の医療機関において、医療安全管理体制の中心的な役割を担う以下の者

① 管理者(医療機関における管理者)

② 医療安全管理者(医療機関全体の安全管理を担当する実務者。専任、兼任は問わない。)

(2) 四国4県、保健所設置市において、医療安全に関わっている者

(ただし、(1)の者を優先する。)

9 開催規模

募集定員は40名程度とする。(各県10名程度×4県分)

10 受講者の決定

- (1) 四国厚生支局長は、各県知事より推薦のあった者について、9の開催規模を勘案して受講者を決定し、当該県知事に通知する。
- (2) 各県知事は、当該受講者に対して必要な事項を通知する。

11 受講証明書

- (1) 当ワークショップの全課程を受講し、アンケートに回答した受講者については、受講証明書を発行する。
- (2) 当ワークショップの全課程を受講し、アンケートに回答しなかった受講者については、受講証明書を発行しない。
なお、前記受講者からの申し出があった場合は、受講証明書を発行する。

12 経費

医療安全に関するワークショップ開催に要する費用は主催者の負担とし、受講に係る通信費等については受講者の負担とする。

13 注意事項

本ワークショップの録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロード及び資料等の無断転用は禁止する。

14 その他

- (1) 当ワークショップは、診療報酬制度の医療安全対策加算に係る「医療安全対策に係る適切な研修」に該当しない。
- (2) 受講者については、厚生労働省が作成する医療安全に係る講演動画を期間限定で視聴できるものとする。